

令和5年第3回筑西市教育委員会定例会会議録

招集日時	令和5年3月16日(木) 午後2時00分 (開会:午後2時00分 ~ 閉会:午後2時30分)
場 所	筑西市丙360番地 本庁舎3階 筑西市教育委員会302会議室
出 席 者	教育長:小室高志、教育長職務代理者:吉澤貴美子、教育委員:塚本真実、教育委員:草間武、教育委員:山口雅敏
欠席委員	なし
傍 聴 者	なし
委員以外の出席者	教育部長:鈴木敦史、次長:島村信之、次長:入山克巳、学務課長:根本薫、指導課長:池田いずみ、生涯学習課長:寺内智恵子、文化スポーツ課長:成田佳輝、生涯学習センター長:長本敏介、学務課学校総務グループ課係長:坂入修平、学務課学校総務グループ主任:相野谷直子
議 案	報告第 5号 筑西市地域子ども安全ボランティア設置要綱の制定について 報告第 6号 筑西市こどもを守る110番の家実施要綱の一部改正について 議案第13号 財産の取得に係る議案の市議会提出について(令和6年度小学校新入学児童のランドセル購入) 議案第14号 筑西市教育委員会教育長に対する事務委任規則及び筑西市教育委員会の管理する情報の公開及び個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則について 議案第15号 筑西市青少年センター規則の一部を改正する規則について 議案第16号 筑西市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について 議案第17号 筑西市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について 議案第18号 筑西市体育施設管理運営に関する基本協定書の締結について 議案第19号 筑西市体育施設の管理運営に関する年度協定書の締結について
議事の概要	小室教育長: ただ今より、令和5年第3回筑西市教育委員会定例会を開会します。 それでは、2. 報告事項に入ります。(1) 令和5年第1回筑西市議会定例会について、事前にお送りした資料の中で、気になる点やご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

続きまして、3. 議事に入ります。報告第5号「筑西市地域子ども安全ボランティア設置要綱の制定について」、報告をお願いします。

生涯学習課長： 報告第5号「筑西市地域子ども安全ボランティア設置要綱の制定について」、ご説明します。

地域子ども安全ボランティアは、児童生徒が痛ましい事件等の被害者とならないように、各小学校通学区域に住む地域住民の方々に、日常的に見守りをしていただいているものです。平成17年4月より募集を開始し、現在3,752名の方々にご協力をいただいています。

しかしながら、募集開始当初、「ボランティア会員募集趣意書」と「事務処理フローチャート」のみを作成し、校長会の承認を受けたのみで事務を進めてきました。また、届出書などは小学校で受付を行っていただきましたが、今回、公民館等に届出の取次ぎをお願いするとともに、電子申請を可能とするために、要綱を定めたものです。この要綱は、令和5年4月1日から施行します。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

小室教育長： ただいま、報告第5号についてご説明いただきましたが、ご質問等がございましたらお願いします。

草間委員： 窓口が公民館になるということですね。

生涯学習課長： そうです。

小室教育長： よろしいでしょうか。

続きまして、報告第6号「筑西市こどもを守る110番の家実施要綱の一部改正について」、報告をお願いします。

生涯学習課長： 報告第6号「筑西市こどもを守る110番の家実施要綱の一部改正について」、ご説明します。

こどもを守る110番の家は、地域の皆様のご協力を得て、令和5年2月1日現在、2,589か所設置しています。この設置については、平成20年2月1日に要綱を制定していますが、届出について、小学校を経由していましたが、この点の見直しを図り、第3条（登録）、第6条（各公民館等の事務）の改正を行うとともに、電子申請システムでの申請もできるようにしました。今回の一部改正については、令和5年4月1日から施行します。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

小室教育長： ただいま、報告第6号について説明がありましたが、質問等ありましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

続きまして、議案第13号「財産の取得に係る議案の市議会提出について（令和6年度小学校新入学児童のランドセル購入）」について、説明をお願いします。

学務課長： 議案第13号「財産の取得に係る議案の市議会提出について（令和6年度小学校新入学児童のランドセル購入）」について、ご説明します。

この議案は、令和6年4月に小学校に入学する児童に対して、入学祝品としてランドセルを贈呈するものです。取得予定価格の合計が2,000万円を超える契約であるため、条例の規定に基づき、議会に提出するものです。この件については、3月10日に入札を実施し、3月13日に仮契約を締結しましたので、市議会定例会の最終日である3月17日に、追加議案として提出します。

契約単価は、税込みで1個当たり34,100円。契約の相手方は、広沢商事株式会社です。納入期限は、令和6年1月12日です。これは、来年の入学説明会に間に合うようにするための日程です。ランドセルの仕様は今年度と同様で、牛革製、A4ワイドサイズ、色は黒・赤・キャメルの3色です。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いします。

小室教育長： ただいま、議案第13号についてご説明いただきましたが、ご質問等がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。それでは、議案第13号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員： 【挙手全員】

小室教育長： 挙手全員であります。よって、議案第13号について、原案どおり可決いたします。

続きまして、議案第14号「筑西市教育委員会教育長に対する事務委任規則及び筑西市教育委員会の管理する情報の公開及び個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則について」、説明をお願いします。

学務課長： 議案第14号「筑西市教育委員会教育長に対する事務委任規則及び筑西市教育委員会の管理する情報の公開及び個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則について」、ご説明します。

今般の規則改正は、国の個人情報保護制度の全体的な見直しによるものです。これまで、地方自治体が行き届く個人情報に関しては、各自治体が制定する「個人情報保護条例」にルールが規定されておりました。つまり、自治体ごとに個人情報の取扱いに若干の差がありました。そのルールを全国共通のルールとするために、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、国も、地方自治体も、同じ「個人情報の保護に関する法律」の下に

取扱いがされることとなりました。この改正・個人情報保護法が令和5年4月から施行されることに伴い、市の規則も改正するものです。

新旧対照表の左側、「現行」で、根拠となる規定が「筑西市個人情報保護条例」となっている部分について、右側の改正案の方では、その根拠規定を「個人情報の保護に関する法律」に改めるものです。

説明は以上です。どうぞよろしくをお願いします。

小室教育長： ただいま、議案第14号についてご説明いただきましたが、ご質問等がございましたらお願いします。

塚本委員： 「筑西市個人情報保護条例」と、今回改められる「個人情報の保護に関する法律」は、内容的には同じなのでしょうか。

学務課長： 根拠規定が変わるということで、大きくは変わらないと思います。

小室教育長： よろしいでしょうか。それでは、議案第14号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員： 【挙手全員】

小室教育長： 挙手全員であります。よって、議案第14号について、原案どおり可決いたします。続きまして、議案第15号「筑西市青少年センター規則の一部を改正する規則について」、説明をお願いします。

生涯学習課長： 議案第15号「筑西市青少年センター規則の一部を改正する規則について」、ご説明します。これは、「筑西市青少年センター運営協議会」を廃止することについて、筑西市附属機関に関する条例及び筑西市特別職の職にある者で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を令和5年第1回教育委員会臨時会でお諮りし、令和5年第1回市議会に上程していますが、条例の改正に伴い、筑西市青少年センター規則に定めのある、「青少年センター運営協議会」の関係条文を削るものです。また、特別青少年相談員、青少年相談員等の給与等の定めがなかったことから、今改正に併せて定めるものです。説明は以上です。どうぞよろしくをお願いします。

小室教育長： ただいま、議案第15号についてご説明いただきましたが、ご質問等がございましたらお願いします。

草間委員： 青少年問題協議会と青少年センター運営協議会の委員から承諾は得ていますか。

生涯学習課長： 青少年センター運営協議会の委員の皆さんには、会議で議決をいただいています。

小室教育長： よろしいでしょうか。それでは、議案第15号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員： 【挙手全員】

小室教育長： 挙手全員であります。よって、議案第15号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、議案第16号「筑西市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」、説明をお願いします。

生涯学習課長： 議案第16号「筑西市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」、ご説明します。
今回の改正は、個人情報保護強化のための記述、利便性の向上、ギャラリー利用率向上、利用者マナー向上、寄贈の際の負担軽減などを理由として、17の様式を修正します。また、新たに様式を追加しました。
図書館規則の第11条第1項の改正は、利用者の区分を併記するとともに、図書利用カード申込書が様式第3号から第5号までの3種類だったものを、新たに様式第5号の2として、学校用の様式を追加しました。今までは団体用の様式を使用していましたが、新たに学校用のものを追加したということです。
様式の変更については、様式第1号の中で、個人情報の取扱いについて「ご記入いただいた個人情報は、本票の目的以外には使用しません。」という文言を追記しました。同様に、この文言について、様式第3号から第6号、第8号、第8号の2、第10号の7つの様式にも、記載を追記しています。
次に、様式第2号の図書利用カードですが、裏面に有効期限の記載があります。現在は、「有効期限 3年間 ○年○月○日まで」となっていますが、「○年○月○日まで」という記載を削除し、年間のみ記載へ変更しました。有効期限は、利用の際にシステムを通しますので、利用者には口頭でお知らせします。
次に、様式第6号について、「利用館内施設」の「ギャラリー」の部分について、今まで一区分しかなかったものを「A B」、「C D」と区分することで、細かい区分で利用していただけるようにしました。同様に、ギャラリーの借用に関する関係書類についても区分分けを表記しました。
次に、様式第7号の裏面は、これまで記載はありませんでしたが、注意書きを記載しました。利用者のマナーという点で注意をお願いしたいことを記載しています。
最後に、寄贈図書に関する書類ですが、これまでは1冊ずつ本の名前等を記入していただきましたが、寄贈者の負担軽減のため様式を変更しました。
説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

小室教育長： ただいま、議案第16号についてご説明いただきましたが、ご質問等がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、議案第 16 号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

各 委 員： 【挙手全員】

小 室 教 育 長： 挙手全員であります。よって、議案第 16 号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、議案第 17 号「筑西市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」、説明をお願いします。

生涯学習センター長： 議案第 17 号「筑西市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」、ご説明します。
令和 5 年第 1 回教育委員会定例会に、議案第 23 号「筑西市公民館条例の一部改正について」上程しました。
それに合わせまして、施行規則の一部改正を行うものです。
施行規則改正の内容は、第 12 条の使用料の額及び納付について、別表第 1 から「河内公民館」を削り関係条項を整理するものです。施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日です。
説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

小 室 教 育 長： ただいま、議案第 17 号についてご説明いただきましたが、ご質問等がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。それでは、議案第 17 号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

各 委 員： 【挙手全員】

小 室 教 育 長： 挙手全員であります。よって、議案第 17 号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、議案第 18 号「筑西市体育施設管理運営に関する基本協定書の締結について」、議案第 19 号「筑西市体育施設の管理運営に関する年度協定書の締結について」、併せて、説明をお願いします。

文化スポーツ課長： 議案第 18 号「筑西市体育施設管理運営に関する基本協定書の締結について」、議案第 19 号「筑西市体育施設の管理運営に関する年度協定書の締結について」、ご説明します。
この 2 つの案件は、昨年 の 第 10 回定例会、第 11 回定例会において、指定管理候補者の選定結果、そして仮協定書の締結についてご審議いただいた内容とも関連しています。
現在、ミズノグループに指定管理業務を委託している筑西市体育施設 21 施設に関しては、令和 5 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が終了することから、令和 4 年度に公募型プロポーザル方式にて指定管理候補者を募集し、次期指定管理候補者が「特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会」に決定しました。また、令和 4 年第 4 回市議会定例会において、指定管理者として議決されています。このことから、本件は、筑西市公の施設

の指定管理者の指定の手續等に関する条例第8条に基づき、指定管理者と協定書を締結するものです。
議案第18号の「筑西市体育施設管理運営に関する基本協定書(案)」は、指定管理業務に係る基本協定書になります。協定の相手方は、「特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会」です。第3条、本協定の対象施設は、筑西市体育施設21施設となります。第4条、指定の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までです。第22条、指定管理委託料は、6億1,198万8千円(消費税等込)です。仕様については、募集時の仕様書に基づくものとなります。

次に、議案第19号の「筑西市体育施設の管理運営に関する年度協定書(案)」について、相手方は同じく、「特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会」です。第2条、期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。第4条の令和5年度の指定管理委託料は、1億2,240万4千円(消費税等込)です。第6条にて、利用者から徴収する施設利用料について定めています。

説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

小室教育長： ただいま、議案第18号、議案第19号について、ご説明いただきましたが、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、議案第18号、議案第19号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

各 委 員： 【挙手全員】

小室教育長： 挙手全員であります。よって、議案第18号、議案第19号について、原案どおり可決いたします。

続きまして、4. 協議に入ります。(1) その他協議事項について、委員のみなさんから協議したい事項について、なにかございましたら挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

以上をもちまして、令和5年第3回筑西市教育委員会定例会を閉会します。

協 議